

2022年度 法科大学院

第2期入学試験問題

1 時限

憲法

(論文式)

試験時間 50 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

1950年に制定された公職選挙法には、日本国外に居住していて国内の市町村に住所を有しない日本国民（以下「在外国民」とよぶ）に対して、国政選挙（衆議院議員選挙および参議院議員選挙）において投票の機会を与える規定が存在しなかった。1984年に当時の内閣が、国政選挙における在外国民の投票を可能にする公職選挙法の改正案を国会に上程したが、審議未了で廃案となった。

1996年に在外国民が原告団を組織し、在外国民に国政選挙における投票の機会を与えない公職選挙法は憲法違反であることを主張する訴訟を提起した。1998年に国会は公職選挙法を改正し、国政選挙における在外国民の投票を認める規定を加えたが、改正公職選挙法附則第8項において、当分の間、衆議院の小選挙区選挙と参議院の選挙区選挙はその適用除外とした。そこで原告団は、訴訟において附則第8項の違憲の主張も追加した。

設問1 在外国民に対して国政選挙での投票をいっさい認めなかった1950年～

1998年までの公職選挙法および衆議院小選挙区選挙と参議院選挙区選挙については相変わらず在外国民に投票を認めなかった1998年改正公職選挙法は、憲法第15条第1項及び第3項、第43条第1項並びに第44条但書きに違反するかどうかについて、判例を踏まえながら、あなた自身の見解を述べなさい。

設問2 仮に違憲とされた場合の救済方法の1つとして、国会の立法行為が国家賠償法上の不法行為となるという理由で、国家賠償を求める考え方がある。本件では、仮に違憲とされた場合に国家賠償が認められるべきかどうかを論じなさい。